

# 認可外保育施設（証明書交付あり）保育料助成制度のご案内

幼児教育・保育の無償化により、子育てのための施設等利用給付認定（2号又は3号）を受け、認可外保育施設に入所している児童の保護者（3～5歳児及び区民税非課税世帯の0～2歳児）に対し、子育てのための施設等利用給付費が給付されます。港区では、認可外保育施設（証明書交付あり）に入所している児童の保護者の保育料負担の軽減を図るため、子育てのための施設等利用給付費に区独自の助成を上乗せし、認可保育園等保育料と認可外保育施設保育料の差額を助成します。

なお、区民税課税世帯の0～2歳児については、認可保育園等保育料と認可外保育施設保育料との差額を助成します。

## 1 助成制度の概要

	確認項目	確認欄																
助成対象者	<p>次の要件すべてを満たす児童と同居する保護者</p> <p>① 港区内に住民登録し居住する児童</p> <p>② 認可外保育施設の保育料を当該保護者が支払っている児童</p> <p>③ 月の初日から教育・保育給付認定（2号又は3号）又は施設等利用給付認定（2号又は3号）を受けている児童</p> <p>※3～5歳児及び区民税非課税世帯の0～2歳児については、月途中で認定期間が開始・終了する場合又は月途中で別の区市町村へ転出・転入する場合、施設等利用給付部分のみ、日割り計算を行います。</p> <p>④ 認可保育園等の入所申込みをし、待機児童となっている【0～2歳児クラス（区民税課税世帯）のみ】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>教育・保育給付認定※</th> <th>施設等利用給付認定※</th> <th>認可保育園等への入所申込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3～5歳児クラス</td> <td colspan="2">いずれかの認定が必要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>0～2歳児クラス （区民税非課税世帯）</td> <td colspan="2">いずれかの認定が必要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>0～2歳児クラス （区民税課税世帯）</td> <td>必要</td> <td>—</td> <td>必要</td> </tr> </tbody> </table> <p>※認可保育園等への入所申込みは、毎年行う必要があります。 ※認定を「求職」で受けている場合、区独自助成の対象となるのは、認可外保育施設に入所し助成開始後3か月までです。</p> <p>⑤ 月の初日に在籍し、月160時間以上の月ぎめ契約をしている児童</p> <p>※3～5歳児及び区民税非課税世帯の0～2歳児については、月途中からの在籍の場合、施設等利用給付費のみ給付します。</p> <p>⑥ 私立幼稚園や認証保育所の保育料について、助成（減免）されていない児童</p>		教育・保育給付認定※	施設等利用給付認定※	認可保育園等への入所申込み	3～5歳児クラス	いずれかの認定が必要		—	0～2歳児クラス （区民税非課税世帯）	いずれかの認定が必要		—	0～2歳児クラス （区民税課税世帯）	必要	—	必要	□
	教育・保育給付認定※	施設等利用給付認定※	認可保育園等への入所申込み															
3～5歳児クラス	いずれかの認定が必要		—															
0～2歳児クラス （区民税非課税世帯）	いずれかの認定が必要		—															
0～2歳児クラス （区民税課税世帯）	必要	—	必要															
対象施設	<p>各都道府県（又は区市町村）の「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（以下「証明書」という。）の交付を受けている施設で、各区市町村の確認を受けている施設。</p> <p>※証明書の交付の有無については、各都道府県（又は区市町村）のホームページを確認してください。港区外の施設も対象となります。</p> <p>※港区の確認を受けている施設については、港区ホームページで確認してください。</p>	□																
助成金額	<p>認可外保育施設保育料と助成基準額（3～5歳児クラス…97,000円、0～2歳児クラス…100,000円）のいずれか低い額と、認可保育園等保育料の差額を助成します。</p> <p><b>なお、助成金額に施設等利用給付費（3～5歳児クラス…37,000円、区市町村民税非課税世帯の0～2歳児クラス…42,000円）を含みます。</b></p> <p>※企業主導型保育事業については、助成基準額（3～5歳児クラス…97,000円、0～2歳児クラス…100,000円）から児童育成協会が負担する額を差し引いた額が、新たな助成基準額となります。</p>	□																
注意事項	<p>本助成金は3か月ごとに申請が必要です。詳細は3・4ページを参照してください。</p>	□																

## 2 助成期間

次の(1)、(2)の両方に該当する期間を助成期間とします。

- (1) 月の初日から教育・保育給付認定(2号又は3号)又は施設等利用給付認定(2号又は3号)を受けている期間

※なお、月途中で認定期間が開始・終了する場合、又は月途中で別の区市町村へ転出・転入する場合、施設等利用給付部分(3～5歳児クラス…37,000円、区民税非課税世帯の0～2歳児クラス…42,000円)のみ、日割り計算を行います。

保育が必要な事由	認定期間
就労	小学校就学前まで(ただし、失職した場合は「求職」に同じ) > 助成金を受けたい児童の育児休業を取得している場合は、復職月から助成対象となりますので、復職証明書を各地区総合支所区民課保健福祉係へ提出してください。
出産	出産予定月の2か月前から、出産日から57日目の属する月末まで
疾病、障害、介護・看護、災害復旧	必要がなくなるまで
求職 <sup>※1</sup>	3か月間(ただし、3か月以内に就労した場合は「就労」に同じ)
就学	卒業又は修了まで
育児休業 <sup>※2</sup>	育児休業対象児童が1歳6か月になる月の属する年度末まで > 育児休業取得前から既に利用している認可外保育施設を引き続き利用する場合に限り。認可外保育施設を転園した場合は該当しません。

※1 認定を「求職」で受けている場合、区独自助成の対象となるのは認可外保育施設に入所し助成開始後3か月までです。

※2 ・助成金を受けたい児童の育児休業期間中である場合は「保育が必要な事由」に該当しません。

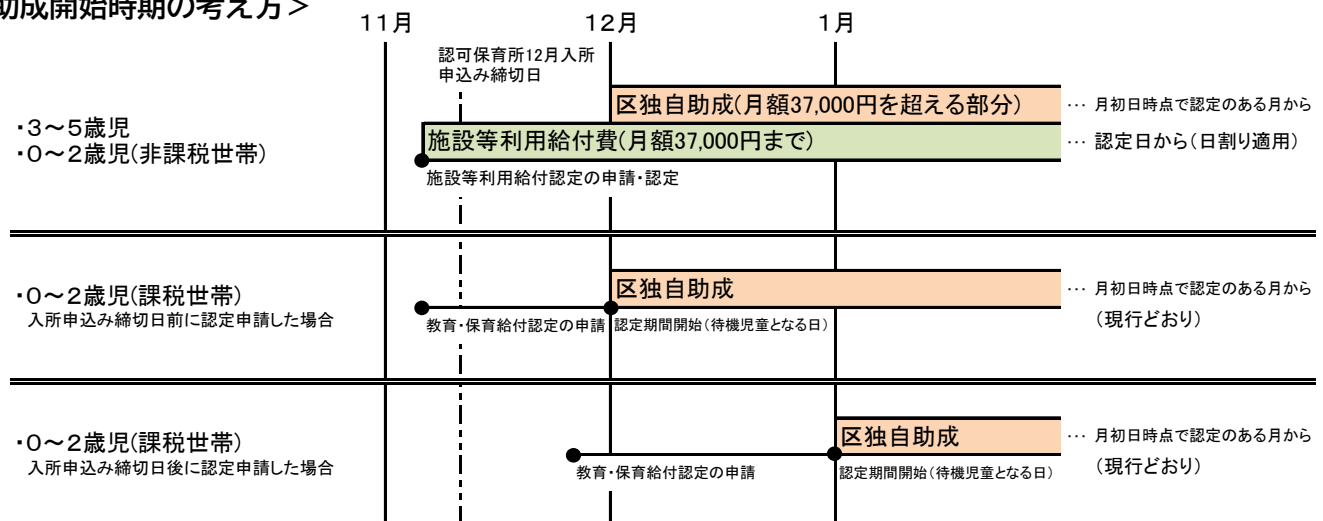
・下の子の育児休業期間中で、上の子(助成金を受けたい児童)が、下の子の育児休業取得よりも後に認可外保育施設を利用し始めた場合は「保育が必要な事由」に該当しません。

・下の子の育児休業期間中で、上の子(助成金を受けたい児童)が、下の子の育児休業取得よりも前から利用している認可外保育施設を引き続き利用する場合は「保育が必要な事由」に該当します。

- (2) 月の初日に在籍し、月160時間以上の月ぎめ契約をしている期間

※3～5歳児及び区民税非課税世帯の0～2歳児については、月途中からの在籍の場合又は月160時間未満の利用の場合は、施設等利用給付費(3～5歳児クラスの児童は上限月額37,000円、区民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童は、上限月額42,000円)のみ給付します。

### <助成開始時期の考え方>



※認定申請時の添付書類で「保育の必要性」が確認できない場合には、認定期間の開始が遅くなる場合があります。

### 3 助成金額

認可外保育施設保育料と助成基準額（3～5歳児クラス…97,000円、0～2歳児クラス…100,000円）のいずれか低い額と、認可保育園等保育料の差額を助成します。**助成金額には施設等利用給付費（3～5歳児クラスの児童…37,000円、区民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童…42,000円）を含みます。**

<p>&lt;例1&gt; 3歳児クラス 認可外保育施設保育料 140,000円、 認可保育園等保育料 0円（無償化対象児童）</p> <p>①認可外保育施設保育料と助成基準額のいずれか低い額 97,000円 ②認可保育園等保育料 0円 ①-②助成金額 97,000円 （内訳）施設利用給付費(国制度) 37,000円 区独自助成 60,000円</p>	<p>&lt;例2&gt; 3歳児クラス 認可外保育施設保育料 80,000円、 認可保育園等保育料 0円（無償化対象児童）</p> <p>①認可外保育施設保育料と助成基準額のいずれか低い額 80,000円 ②認可保育園等保育料 0円 ①-②助成金額 80,000円 （内訳）施設利用給付費(国制度) 37,000円 区独自助成 43,000円</p>
<p>&lt;例3&gt; 1歳児クラス（第1子） 認可外保育施設保育料 140,000円、 認可保育園等保育料 32,400円（標準D10階層）</p> <p>①認可外保育施設保育料と助成基準額のいずれか低い額 100,000円 ②認可保育園等保育料 32,400円 ①-②助成金額 67,600円</p>	<p>&lt;例4&gt; 1歳児クラス（第1子） 認可外保育施設保育料 80,000円、 認可保育園等保育料 32,400円（標準D10階層）</p> <p>①認可外保育施設保育料と助成基準額のいずれか低い額 80,000円 ②認可保育園等保育料 32,400円 ①-②助成金額 47,600円</p>

#### <助成の詳細>

- （1）児童が標準時間（短時間）認定を受けている場合は、標準時間（短時間）の認可保育園等保育料との差額を助成します（0～2歳児クラス課税世帯の第1子のみ。第2子以降の港区認可保育園等保育料は無料です）。認可保育園等保育料については、当該年度の『保育園入園のご案内』の保育料のページをご覧ください。
- （2）助成対象金額は月ぎめ基本保育料のみです（日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費、延長保育料、教材費、英会話等の講習費、入会金、年会費、おむつ代及び個人的な経費は含みません）。
- （3）認可外保育施設保育料が認可保育園等保育料よりも低い場合、助成は行いません。
- （4）施設等利用給付費（3～5歳児クラス…37,000円、区市町村民税非課税世帯の0～2歳児クラス…42,000円）は、月途中で認定期間が開始・終了した場合、又は月途中で別の市区町村へ転出・転入した場合には、その月の認定日数に応じて日割り計算を行います。

#### <税申告>

認可外保育施設保育料助成金は「所得税法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、令和3年分以後の所得税から非課税となりました。これに伴い、令和3年1月1日以降に支払いを受けた助成金は、税の申告が不要になります。（令和2年12月未までに支払いを受けた助成金は、雑所得に該当します。） また、住民税についても令和4年度分（令和3年中の所得により計算）から非課税となり、申告不要です。

### 4 申請手続き

- （1）申請書類（港区指定の書式で提出してください）

次の①・②の書類を3か月ごとに提出してください。港区ホームページからダウンロードができます。

- ① 港区認可外保育施設保育料補助金交付申請書兼請求書（申請者が記入）  
※申請者は、原則として認可外保育施設の保育料を支払っている保護者になります。  
※振込口座は、申請者と同一名義の口座としてください。
- ② 特定子ども・子育て支援の提供に係る提供兼納入証明書（保育施設が記入）  
※保育の提供及び保育料の納入を証明する書類です。  
※②は認可外保育施設に作成を依頼した上で、申請者の方が提出してください。

申請書類に不備があった場合、助成金を交付できない場合があります。  
申請書類が整いましたら、提出期間内に、なるべく早めに提出してください。

- （2）提出先

- <持参の場合> ・港区役所（本庁舎7階）保育課保育支援係の窓口  
・各地区総合支所区民課保健福祉係の窓口
- <郵送の場合> 〒105-8511（住所不要） 港区役所保育課保育支援係  
※封筒に「認可外保育施設保育料助成金申請書類在中」と明記してください。

### (3) 提出期間

認可外保育施設利用月	提出期間 ※1	入金予定時期 ※2
4月～6月 利用分	7月1日～15日（利用月と同一年度）	8月末まで
7月～9月 利用分	10月1日～15日（利用月と同一年度）	11月末まで
10月～12月 利用分	1月4日～15日（利用月と同一年度）	2月末まで
1月～3月 利用分	4月1日～15日（利用月の翌年度）	5月末まで

※1 提出期間の開始日又は終了日が土日祝日の場合は、翌営業日が開始日又は終了日となります。提出期間が過ぎた後でも、利用月と同一年度内は申請が可能です。

※2 提出期間後の提出や書類に不備があった場合、支払時期が遅れる場合があります。

## 5 助成を行わない場合（助成対象の条件に該当しない場合、助成は行いません。）

- (1) 児童と申請者である保護者が同居していない場合
- (2) 区民税課税世帯の0～2歳児クラスで、以下のいずれかに該当する場合
  - ・認可保育園等の入所の申込みをしている期間でない場合
  - ・認可保育園等の入所申込み要件又は在園要件に該当しなくなった場合
  - ・上の子の育児休業から、一度も復職せずに下の子の産前休暇を取得した場合
  - ・入所内定後、第1希望の内定園への入所を取り下げた場合、又は第2希望以下の内定園の「内定辞退届」の提出が定められた期限を過ぎた場合
- (3) 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の「保育が必要な事由」に該当しなくなった場合
- (4) 認可外保育施設に対して保育料の支払いをしていない場合（保育料未納、休園等）
- (5) 認可保育園等に入所後、認可外保育施設も同時に利用契約をしている場合
- (6) 月初から月末までの間保育を受けない場合
- (7) 私立幼稚園や認証保育所の保育料について、助成又は減額を受けている場合
- (8) 偽りその他不正な手段により助成の申請があった場合

## 6 保育コンシェルジュによる電話予約相談

初めて認可外保育施設保育料助成制度を申請される方に向けて、ご予約の上、保育コンシェルジュが制度の概要（保育の必要性の認定、助成対象者、対象施設、助成金額等）や申請方法についてご相談に応じます。

- (1) 相談方法  
電話（保育コンシェルジュからご指定の日時にお電話します。）
- (2) 相談日時  
平日 ①午前9時15分～ ②午前9時45分～ ③午前10時30分～ ④午前11時～  
⑤午後1時15分～ ⑥午後1時45分～ ⑦午後2時30分～ ⑧午後3時～
- (3) 予約方法  
03（3578）2428 に電話で予約

## 7 問合せ先

<認可外保育施設（証明書交付あり）保育料助成制度の手続きについて>

保育課 保育支援係 03（3578）2428

<認可保育園等の入所申込み・施設等利用給付認定（2号又は3号）の手続きについて>

各地区総合支所 区民課 保健福祉係

- ・芝地区 03（3578）3161
- ・麻布地区 03（5114）8822
- ・赤坂地区 03（5413）7276
- ・高輪地区 03（5421）7085
- ・芝浦港南地区（台場地区を含む） 03（6400）0022